

福祉サービス第三者評価結果

①第三者評価機関名

名称	社会福祉法人 徳島県社会福祉協議会
調査実施日	平成31年1月30日・31日

②事業者情報

名称	障害福祉サービス事業所 セルプ箸蔵	種別	障害福祉サービス事業所
代表者氏名	理事長 中村 忠久	定員	56名
所在地	三好市池田町州津井関1104番地11		

③総評

◇特に評価の高い点

<p>福祉でまちづくりの実践</p> <p>事業所は、法人の理念、基本方針のもと、地域との交流や事業所が持つ機能の還元を努め、利用者の知識や能力の向上に向けて、就職や生産活動の機会を提供している。地域の間伐材を利用した“割り箸”の生産では、樹恩ネットワークと連携し、全国的な広がりを見せている。いりどり屋による学校給食や地域に向けた“お弁当販売”なかよしペーカリーによる“無添加の焼きたてパン”地域の方々との交流の場である“喫茶いりどりの運営”を行っている。リサイクル作業にも取り組んでいる。また、過疎地域への宅配サービス“ほっとかない事業”を展開している。高齢者の生活支援や見守り活動を行い、高齢者の生活の支え手としての役割を担っている。“ほっとかない事業”を通じて地域住民のニーズの収集、把握を行い、必要に応じて関係機関に繋ぎ、地域を支えている。</p> <p>また、法人は、三好市と協働し、人口減少対策として高齢移住者を受入れ、住民と共生する“箸蔵とことんの里”の整備をはかり、生涯活躍のまちづくりを進めている。事業所も役割と機能の発揮に向けて準備を進めている。地域住民の主体的な活動を支援する地域包括ケアシステムの構築のため、法人が有する機能を地域に還元している。</p>
<p>利用者一人ひとりの働く力や可能性を尊重した就労支援</p> <p>事業所は、“あなたの「働く・くらす」を応援します”を方針として、利用者の生活力・経済力を高めるために、工賃の向上に向けた支援を行っている。生産活動では、利用者から作業種の希望を聞き、利用者一人ひとりの障がいの特性に応じた働く場を提供している。機械操作の危険回避を行ったり、効率を上げるための道具を作成したりして、利用者の働く意欲の向上のための支援に努めている。マナーや知識・技術の習得も支援している。</p> <p>また、一般就労に向けて、障害者就業・生活センターや西部就労支援会議、企業ネットワークと定期的に連携し、利用者の就労を支援している。職場実習やチャレンジ雇用の挑戦を支援し、電話連絡による家庭との連携や職場への訪問等を行い、職場定着に向けて支援している。事業所は、企業における“合理的配慮”の促進のため、障がい特性の情報提供や働きかけにも努め、利用者一人ひとりの働く力や可能性の尊重している取り組みは評価できる。</p>
<p>理念、基本方針に基づいた総合的な人事管理</p> <p>法人の求める“期待する職員像”を明確にし、職員一人ひとりのキャリアデザインシートを作成している。人事基準の明確化と基準に基づく運用や目標管理制度、教育・訓練制度、キャリアパス制度、職員配置、ローテーション、処遇等の労働状況の整備、人事考課制度を整備し、職員が自らの将来を描くことができるような総合的な人事管理を実施している。</p> <p>福祉人材や人員体制についての基本的な考え方や方針を定め、質の高い人材の確保に取り組んでいる。さらに、職員の意向等を把握し働きやすい職場づくりに取り組み、定着率を高めている。職員一人ひとりに上司とOJT指導者を配置するスーパービジョン体制を確立し、職員の専門性や事業所の組織力の向上に繋げている。</p>

◇改善を求められる点

<p>日常生活、社会生活スキルの向上をめざした支援</p> <p>事業所は、運営規程において、就労支援と日常生活支援を明示している。利用者の自治会活動を支援したり、挨拶や身だしなみ、健康管理等の生活の自己管理に向けた支援に努めている。</p> <p>今後は、就労支援とともに、利用者が住み慣れた地域で自立した生活を送るために、外出や買い物、レクリエーション活動等の機会を増やすとともに、社会生活に必要な交通マナーや契約トラブル、性教育等の学習会を開催するなどの取り組みが望まれる。</p>
<p>相談・意見が述べやすい環境づくり</p> <p>事業所は、利用者に対する日常的な言葉かけを積極的に行い、アンケートの実施や相談室を確保し、利用者が相談や意見を述べやすい環境整備に努めている。また、利用者が複数の方法や相手を自由に選べることをわかりやすく説明したり、掲示したりしている。</p> <p>今後は、定期的な相談日の設定や直接、利用者が第三者委員やボランティア等に相談できる仕組みを整備するなど、利用者の自己表現力を高める支援が望まれる。</p>
<p>安心・安全な福祉サービスの提供と質の確保</p> <p>事業所は、福祉サービスの標準的な実施方法として、支援サービスマニュアルを文書化している。マニュアルには、プライバシーの保護や作業機械等のチェック手順等を定めている。職員には、研修会により周知を図っている。標準的な実施方法の見直しは、支援記録や職員月報を参考に行っている。</p> <p>今後は、定期的な検証・見直しの時期を定め、利用者や家族等の意見を聞き取り、個別支援計画の実施状況の内容を反映する仕組みづくりが望まれる。また、服薬時の手順や誤薬発生時の対応等を記載した服薬に関するマニュアルを作成し、健康面の安心・安全に備えられたい。</p>

④福祉サービス第三者評価結果に対する事業者のコメント

<p>今回の受診の機会でも、セルプ箸蔵の目指す方針(ブランド)が外部に向けて浸透出来ていないことに気付かされ、あらためてアピール力の弱さを感じました。様々な手段や方法を用いて、外部発信の強化を図りたいと思います。</p> <p>また、日常生活や社会生活スキルの向上に関するサービス面での弱さを気付かされました。第三者評価の所見で、職員間に気付きに関する意識付けが備わったことで、さらなるサービスの向上を目指したいと思います。</p>
--

⑤評価細目の福祉サービス第三者評価結果(別添)

事業所名	障害福祉サービス事業所 セルプ箸蔵
------	-------------------

I. 福祉サービスの基本方針と組織

I-1 理念・基本方針

	評価結果	判断の理由
I-1-1(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。		
[1] I-1-1(1)-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	a ① c	事業所は、法人の理念、基本方針のもと、“あなたの「働く・くらす」を応援します”を施設方針として示している。法人の理念を事業所の玄関やホームページ、広報誌等に掲載したり、職員会議で理念の唱和を行うなど、利用者や職員等に周知を図っている。今後は、利用者や家族等、地域社会に向け、施設方針を具体化した事業所独自の理念、基本方針の整理が望まれる。

I-2 経営状況の把握

	評価結果	判断の理由
I-2-1(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。		
[2] I-2-1(1)-① 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	a b c	事業所は、定期的な、法人事業推進会議等において、利用者数や利用者像の変化、潜在的利用者に関するデータ等を把握・分析している。さらに、福祉制度の動向や報酬改定等を踏まえ、事業所が位置する地域での経営の将来性や継続性を把握している。三好市定例支援会議の情報をもとに、福祉サービスのニーズ等も把握している。
[3] I-2-1(1)-② 経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。	a b c	事業所は、法人障がい成人事業部会や法人事業推進会議において、経営環境と経営状況の把握・分析に基づき、経営課題を明確にし、中・長期計画や事業計画に改善等に向けた具体的な取り組みを反映している。経営状況や改善すべき課題は、理事会で共有している。

I-3 事業計画の策定

I-3-1(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		
[4] I-3-1(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	a b c	事業所は、法人・障がい者センター経営5か年計画と資金調達計画を中・長期計画として策定している。経営課題等の解決・改善に向けて、経営全般、財務、顧客、組織、人材、地域、施設整備等の項目ごとにビジョン、課題・戦略等を示している。数値目標や達成目標を設定し、計画の評価・見直しを行う内容となっている。
[5] I-3-1(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	a b c	事業所は、中・長期計画を反映した単年度の事業計画を策定している。重点施策(事業課題、財務課題)、目標(財務、品質、組織、人材育成、地域)等からなり、数値目標や達成目標を示し、実施状況の評価を年4回行う内容である。事業収支予算書を適切に作成している。

I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。				
[6] I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	①	b	c	事業所は、事業計画の策定と評価・見直しの手順を定め、職員の参画や意見の集約・反映のもとで策定している。進捗状況は、職員会議や法人事業推進会議にて報告している。改善計画を、生産活動支援会議や法人障がい事業部会にて検討する仕組みを構築している。事業所は、全職員に事業計画を配布し、職員会議で計画の内容や達成に向けた取り組みを説明し、周知と理解を図っている。
[7] I-3-(2)-② 事業計画は、利用者等に周知され、理解を促している。	①	b	c	事業所は、事業計画の主な内容をわかりやすく、ルビうちをした資料にまとめ、利用者や家族等に周知している。さらに、利用者には、朝のミーティング時に説明したり、作業室掲示板に掲示したりして理解を促している。また、保護者会で事業計画をわかりやすくした資料を使って説明を行っている。

I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組

	評価結果	判断の理由		
I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。				
[8] I-4-(1)-① 福祉サービスの質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	①	b	c	事業所は、日常的にヒヤリ・ハットシートや苦情、意見、要望等に基づく改善活動を行っている。毎年、継続的に福祉サービス第三者評価基準による自己評価を実施し、法人品質管理委員会による内部審査を受ける体制を確立している。福祉サービスの質の向上に向けて、PDCAサイクルを継続して実施することによって恒常的な取り組みとして機能している。また、毎年、法人では、質の向上に向けた研究発表として“実践活動報告会”を開催し、事業所は、昨年度、発表をしている。
[9] I-4-(1)-② 評価結果に基づき組織として取り組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	①	b	c	事業所は、自己評価や内部審査の結果を分析し、課題を職員間で共有している。また、職員から出されたヒヤリハットシートで確認した事項や提案等に基づく改善の取り組みを計画的に行っている。設備の改善や人員配置、予算的な課題等、単年度では解決できないものは、必要に応じて事業計画や中・長期計画の中で、段階的に取り組んでいる。

II. 組織の運営管理

II-1 管理者の責任とリーダーシップ

		評価結果		判断の理由
II-1-1 (1) 管理者の責任が明確にされている。				
[10] II-1-1-1-① 管理者は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	a	⑥	c	施設長は、自らの施設の経営・管理に関する方針と取り組みを明確にしている。また、自らの役割と責任を含む職務分掌表等を文書化するとともに、会議や研修において表明し周知している。有事の際および不在時の権限委任も明示している。しかし、ホームページや広報誌等において、施設長としての自らの役割と責任について表明するに至っていない。
[11] II-1-1-2 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	④	b	c	施設長は、社会福祉関係法令や就労支援に関わる法令、法人の理念、基本方針、諸規程、倫理等を理解し、利害関係者との適正な関係を保持している。全国社会就労センター長研修会や行政機関からの通達文書や幅広い分野の遵守すべき法令等を把握している。施設長は、職員に、法人が取り組むグループ形式のコンプライアンス研修等の参加を促し、意識の向上を図っている。
II-1-1 (2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。				
[12] II-1-2-1-① 福祉サービスの質の向上に意欲を持ち、その取組に指導力を発揮している。	a	⑥	c	施設長は、定期的・継続的に生産活動支援会議や職員会議等で、実施する福祉サービスの質の現状について評価・分析・改善する体制を構築している。日中活動における生産活動の取り組みの向上に向けて、職員の技能講習の受講や資格取得を推奨している。今後は、施設長が、利用者や職員から個別に意見を聞く機会を増やすなど、施設方針である“働く・くらすを応援する”の実現に向けた指導力の発揮に期待したい。
[13] II-1-2-2 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。	④	b	c	施設長は、経営の改善や業務の実効性の向上に向けて、人事、労務、財務等を踏まえ、法人事業推進会議等で的確に分析を行っている。安全管理の面から職員の増員を図ったり、地域の理解を得て、割り箸生産活動を円滑に進めるための材木保管場所を確保して効果的な業務の実現に向けて指導力を発揮している。必要に応じて、施設長等が家庭訪問を行い、家庭との連携を図り、利用率の向上に繋げている。

II-2 福祉人材の確保・育成

	評価結果	判断の理由	
II-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。			
[14] II-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	①	b	c
[15] II-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。	①	b	c
II-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。			
[16] II-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	①	b	c
II-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。			
[17] II-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	①	b	c
[18] II-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	①	b	c
[19] II-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	①	b	c
II-2-(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。			
[20] II-2-(4)-① 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の教育・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	a	①	c

II-3 運営の透明性の確保

	評価結果		判断の理由
II-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。			
[21] II-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	Ⓐ	b c	法人は、ホームページや広報誌により、法人の理念、基本方針、財務諸表、提供する福祉サービスの内容、苦情・相談の体制や内容について公開している。事業所は、地域にむけた活動として、弁当や製パン、喫茶の生産活動、ほっとかない事業の取り組みを発信している。法人や事業所が目指す地域共生社会の実現に向けた方針を広報誌や動画にて表明している。適切に情報を公開し、運営の透明性の確保に努めている。
[22] II-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	Ⓐ	b c	事業所における事務、経理、取引等に関する職務分掌と権限・責任を明確化し、職員に周知している。定期的に内部監査を実施するとともに、事業や財務に関して税理士や社会保険労務士の監査支援等を受け、適正な経営・運営に向けて取り組んでいる。また、指摘事項に基づいて、経営改善を実施している。

II-4 地域との交流、地域貢献

	評価結果		判断の理由
II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。			
[23] II-4-(1)-① 利用者や地域との交流を広げるための取組を行っている。	Ⓐ	b c	事業所は、理念、基本方針に地域との関わり方について明文化している。“博愛まつり”“箸蔵地区自主防災会避難訓練”“理事長杯球技大会”を開催し、地域と利用者の交流の機会を設けている。また、利用者や職員は、ボランティアサポートプログラム活動として、地域の清掃活動を継続して行っている。
[24] II-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	a	Ⓑ c	事業所は、事業計画にボランティアの受入れを明文化し、中学生の職場体験や保護観察者等のボランティアを受入れている。事業所は、受入れ時に、個人情報保護誓約書にて個人情報保護に努めたり、危険な機械について説明し事故防止を図ったりしている。今後、マニュアルの作成時には、地域・学校等とのボランティアの受入れの明文化が望まれる。
II-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。			
[25] II-4-(2)-① 福祉施設・事業所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	Ⓐ	b c	事業所は、関係機関や団体、医療機関、社会資源等をリストアップし、職員に周知を図り、利用者一人ひとりの状況にも対応している。三好市・東みよし町の定例支援会議や企業ネットワーク会議、就労支援会議等に参加し、関係機関・団体等とのネットワークづくりに取り組んでいる。
II-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。			
[26] II-4-(3)-① 福祉施設・事業所が有する機能を地域に還元している。	Ⓐ	b c	法人は、集う人が楽しみながら福祉を体感できる“博愛まつり”や“箸蔵地区自主防災訓練”“理事長杯球技大会”を開催し、地域住民との交流を図っている。喫茶生産活動のスペースでは、婦人会や特別支援学校、近隣法人の作品を展示、販売している。また、地域住民に憩いの場を提供している。
[27] II-4-(3)-② 地域の福祉ニーズに基づく公益的な事業・活動が行われている。	Ⓐ	b c	法人は、理念、基本方針に地域との関わり方を示している。事業所は、地域における公益的な取り組みとして、過疎地域への宅配サービス“ほっとかない事業”を展開している。高齢者の生活支援や見守り活動を行い、高齢者の生活の支え手としての役割を担っている。ほっとかない事業を通じて地域住民のニーズの収集、把握を行い、必要に応じて関係機関に繋いでいる。また、国土交通省が進めているボランティアサポートプログラムに参画し、清掃活動に取り組んでいる。法人は、三好市と協働し、人口減少対策として高齢移住者を受け入れ、住民と共生する“箸蔵 とことんの里”の整備をはかり、生涯活躍のまちづくりを進めている。事業所も役割と機能の発揮にむけて準備を進めている。

Ⅲ. 適切な福祉サービスの実施

Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス

	評価結果			判断の理由
Ⅲ-1-1(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。				
[28] Ⅲ-1-1(1)-① 利用者を尊重したサービス提供について共通の理解をもつための取組を行っている。	④	b	c	法人は、理念、基本方針に、利用者を尊重した福祉サービスの実施について示している。事業所は、倫理綱領や支援サービスマニュアルには、利用者の尊厳に配慮したサービスの実施方法を明記している。職員は、利用者の尊重や基本的人権の配慮について、チェックリストで日頃の支援内容を振り返り、虐待防止委員会等で事案を検討し、支援方法の共通理解に向けて取り組んでいる。
[29] Ⅲ-1-1(1)-② 利用者のプライバシー保護等の権利擁護に配慮した福祉サービス提供が行われている。	④	b	c	事業所は、プライバシー保護マニュアルや虐待防止マニュアルを整備している。虐待防止委員会において、職員間で権利擁護についての共通認識を図っている。利用者の更衣室やトイレはプライバシーを確保した環境であり、ロッカーは、利用者に鍵を貸与している。保護者会では、弁護士に講師を依頼し、権利擁護に関する研修会を開催している。不適切な事案が発生した場合は、法人福祉サービス相談委員会に報告し、対応を検討する体制を整えている。
Ⅲ-1-1(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意(自己決定)が適切に行われている。				
[30] Ⅲ-1-2(2)-① 利用希望者に対して福祉サービス選択に必要な情報を積極的に提供している。	a	④	c	事業所は、実施する福祉サービスの内容をホームページで紹介したり、施設の特性等を紹介したパンフレットと生産活動資料を、支援学校や福祉センター、行政機関等に置いている。また、施設の取り組み状況を、写真等によりホームページやブログに掲載し、わかりやすく発信している。今後は、利用希望者向けのサービス内容を示す資料等を検討されたい。
[31] Ⅲ-1-2(2)-② 福祉サービスの開始・変更にあたり利用者等にわかりやすく説明している。	④	b	c	事業所は、サービス開始にあたり、手順により、家庭環境や障がいの特性、食物アレルギーなどの基本情報を把握している。パンフレットや重要事項説明書を用いて、福祉サービスの内容を説明し、同意を得て、その内容を書面で残している。サービスの変更時や意思決定が困難な利用者への配慮については、家族等との連携に留意し、利用者の自己決定の尊重に努めている。
[32] Ⅲ-1-2(2)-③ 福祉施設・事業所の変更や家庭への移行等にあたり福祉サービスの継続性に配慮した対応を行っている。	a	④	c	事業所は、他事業所への変更にあたっては、相談支援事業所と連携しつつ、継続性に配慮した対応を行っている。一般就労により、福祉サービスの利用が終了した後も、組織的に利用者と連絡をとり、状況を確認している。今後は、利用終了後の相談窓口について、利用者や家族等に、その後の相談方法や担当者を記載した文書の発行が望まれる。

III-1-1(3) 利用者満足の上昇に努めている。			
[33] III-1(3)-① 利用者満足の上昇を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	①	b	c
III-1-1(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。			
[34] III-1(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	①	b	c
[35] III-1(4)-② 利用者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、利用者等に周知している。	a	①	c
[36] III-1(4)-③ 利用者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	a	①	c
III-1-1(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。			
[37] III-1(5)-① 安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	①	b	c
[38] III-1(5)-② 感染症の予防や発生時における利用者の安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	①	b	c
[39] III-1(5)-③ 災害時における利用者の安全確保のための取組を組織的に行っている。	①	b	c

III-2 サービスの質の確保

	評価結果	判断の理由
III-2-(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。		
[40] III-2-(1)-① 提供する福祉サービスについて標準的な実施方法が文書化され福祉サービスが提供されている。	① b c	事業所は、福祉サービスの標準的な実施方法として、支援サービスマニュアルを文書化している。マニュアルには、プライバシーの保護や作業機械等のチェック手順等を定め、職員には、研修会により周知を図っている。また、標準的な実施方法について、支援記録や職員月報により、支援状況を確認し標準化の指導を行っている。
[41] III-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	a ② c	事業所は、支援記録や職員月報を参考にし、標準的な実施方法の見直しに繋げている。しかし、支援サービスマニュアルの検証・見直しの時期や方法は定めていない。今後は、定期的な検証・見直しにあたり、利用者や家族等の意見や、個別支援計画の実施状況を必要に応じて反映する仕組みの整備が望まれる。
III-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。		
[42] III-2-(2)-① アセスメントに基づく個別支援計画を適切に策定している。	① b c	事業所では、個別支援計画策定の責任者を定め、フェイスシート、アセスメントシート、モニタリング記録表、個別支援計画書、支援実施表等の一連の様式を準備している。個別支援計画策定に際しては、利用者、家族等の要望を確認し、グループホーム世話人からも情報を聞き取っている。困難ケースに関しては、行政や社協等の担当職員と協議し、その意見を計画作成に反映している。個別支援計画の策定時には、利用者や家族等に説明し、同意を得ている。
[43] III-2-(2)-② 定期的に個別支援計画の評価・見直しを行っている。	① b c	事業所は、個別支援計画作成マニュアルを整備し、作成や見直し時期、利用者の意向把握等の手順を定めている。就労継続支援B型事業では6か月ごとに、就労移行支援事業では、3か月ごとに評価・見直しを行い、目標達成状況の確認やモニタリングを実施している。見直しによって変更した個別支援計画の内容は、終礼簿やモニタリング一覧表に記載し、職員に周知している。
III-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。		
[44] III-2-(3)-① 利用者に関する福祉サービス実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	① b c	事業所は、支援サービスマニュアルに記録管理について示している。利用者の身体状況や生活状況等を福祉ソフトを活用し、統一した様式に記録している。個別支援計画に基づくサービスが実施されていることを管理者、サービス管理責任者が確認し、記録内容や書き方に差異が生じないように指導を行っている。定期的に、生産活動支援会議や職員会議等を開催したり、パソコンのネットワークシステムを活用し記録ファイルの回覧環境を整え、職員間で個別支援計画の実施状況の共有化を図っている。
[45] III-2-(3)-② 利用者に関する記録の管理体制が確立している。	① b c	事業所は、記録管理の責任者を定め、個人情報保護規程により、利用者の記録の保管、保存、廃棄、情報の提供に関する規程、個人情報の不適正な利用や漏洩に対する対策と対応方法を定めている。重要書類を施錠管理し、また、定期的に個人情報保護に関する研修・訓練計画を実施している。情報開示に関しては、開示申請に関する規程を整備し適切に運用している。

A-1 利用者の尊重と権利擁護

	評価結果			判断の理由
A-1-1 自己決定の尊重				
[A1] A-1-1-1-① 利用者の自己決定を尊重した個別支援と取組を行っている。	①	b	c	事業所は、利用者の自律・自立生活や社会参加を実現するため、エンパワメントの理念に基づいた個別支援を行っている。参加作業種の選択は、合理的配慮のもと、利用者の希望や意向を聞き取っている。利用者の自治会活動を支援し、利用者間の主体的な活動の促進に努めている。
A-1-2 権利侵害の防止等				
[A2] A-1-1-1-① 利用者の権利侵害の防止等に関する取組が徹底されている。	①		c	事業所は、虐待防止マニュアルを整備し、虐待防止委員会を設けて権利侵害について検証している。職員は、利用者との会話の中から情報を収集し、権利侵害の防止に努めている。また、職員は、権利擁護に関する研修に参加し報告により周知を図っている。権利侵害が生じた時には、法人内の福祉サービス相談委員会に対応する仕組みを構築している。

A-2 生活支援

	評価結果			判断の理由
A-2-1 支援の基本				
[A3] A-2-1-1-① 利用者の自律・自立生活のための支援を行っている。	a	②	c	事業所は、一般就労や地域移行を目指している利用者へ将来のビジョンが想定できるように説明するなどの動議づけを行っている。日常生活自立支援事業の活用を促進している。職員は、見守りの姿勢を基本とし、必要な時には速やかに適切な支援を行っている。身だしなみや健康管理等の生活の自己管理にむけた支援に努めている。今後は、就労支援とともに、地域において、社会生活を送るための生活習慣の確立や技能の習得を目指した日常生活支援により取り組まれない。
[A4] A-2-1-1-② 利用者の心身の状況に応じたコミュニケーション手段の確保と必要な支援を行っている。	①	b	c	職員は、利用者とのコミュニケーションツールとして、手紙やジェスチャー、筆談、写真等を活用している。意思表示や伝達が困難な利用者については、家族から、家庭状況を聞き取り、サインの発見と確認を職員間で図りつつ支援している。また、ほっとかない事業や喫茶生産活動の接客を通して、挨拶等のコミュニケーション能力を高める支援を行っている。
[A5] A-2-1-1-③ 利用者の意思を尊重する支援としての相談等を適切に行っている。	a	②	c	事業所は、利用者に相談したいことがあればいつでも、どの職員にも話すことができることを伝えている。また、年初に、個別面談の機会を設け、生活上のさまざまな課題や希望を把握し、個別支援計画の目標項目に反映している。今後は、意思表示や伝達が困難な利用者の相談支援については、状況に応じたコミュニケーション方法や定期的な面談に取り組むことで、意思決定の支援に取り組まれない。
[A6] A-2-1-1-④ 個別支援計画に基づく日中活動と利用支援等を行っている。	①	b	c	事業所は、利用者から作業種等の希望を聞き取り、個別支援計画に反映している。ミーティング時に、利用者へ、地域の行事や各種イベントの情報を提供している。余暇やレクリエーションについては、満足度調査や利用者の意見を尊重しつつ、利用者が主体的に企画・立案できるように、側面的な支援を行っている。
[A7] A-2-1-1-⑤ 利用者の障がいの状況に応じた適切な支援を行っている。	①	b	c	事業所は、障がいに応じた適切な支援と質の向上を図るため、職員の資格取得を奨励し、各種研修を通して必要な専門知識・技術の習得を図っている。利用者の障がいによる心身の状況や行動、生活の状況等を把握し、終礼時に支援内容の確認や支援方法の共通理解を図っている。また、持病や不安定な行動のある利用者の支援は、医師の助言を得て、職員間で連携し、個別的に適切に対応している。

A-2-(2) 日常的な生活支援			
[A8]A-2-(2)-① 個別支援計画に基づく日常的な生活支援を行っている。	①	b	c
事業所は、個別支援計画に基づく日常的な生活支援を行っている。食事は、顧客満足度調査や自治会等で利用者の意見を献立に反映している。また、古希や成人のお祝い膳、選択メニューの提供や職員と一緒に食事をとるなど、楽しく食べられる雰囲気づくりに取り組んでいる。移動・移乗支援は、歩行器の利用を支援し、事前に歩行路の危険材料を取り除くことに努め、安全を確保している。			
A-2-(3) 生活環境			
[A9]A-2-(3)-① 利用者の快適性と安心・安全に配慮した生活環境が確保されている。	①	b	c
事業所は、日中活動の場の整理整頓を心がけ、清潔を保持している。トイレは、プライバシーに配慮した空間であり、定期的に清掃を行っている。医務室や相談室を整備し、他の利用者に影響を及ぼすような場合は、一時的な休息(クールダウン)対応と支援を行っている。			
A-2-(4) 機能訓練・生活訓練			
[A10]A-2-(4)-① 利用者の心身の状況に応じた機能訓練・生活訓練を行っている。	a	b	c
非該当			
A-2-(5) 健康管理・医療的な支援			
[A11]A-2-(5)-① 利用者の健康状態の把握と体調変化時の迅速な対応等を適切に行っている。	①	b	c
事業所は、定期的に、利用者の体温や血圧、体重のチェックを行い健康状態を把握している。また、嘱託医の往診時には、健康相談や助言を得られる体制を整えている。利用者の体調変化時は、緊急対応マニュアルに沿って対応し、家庭等と情報を共有している。健康の維持のため、ラジオ体操や手洗い・うがいの徹底、ブラッシング指導を行っている。			
[A12]A-2-(5)-② 医療的な支援が適切な手順と安全管理体制のもとに提供されている。	a	②	c
事業所は、病気の対応マニュアルを作成し、医療的な支援について基本的な考え方を示している。健康診断やインフルエンザの予防接種を行ったり、医師と連携を図り、慢性疾患に関して理解するなど、安全管理体制の構築に努めている。今後は、服薬時の手順や誤薬発生時の対応等を記載した服薬に関するマニュアルを作成し、健康面の安心・安全に備えられたい。			
A-2-(6) 社会参加、学習支援			
[A13]A-2-(6)-① 利用者の希望と意向を尊重した社会参加や学習のための支援を行っている。	a	①	c
事業所は、利用者のボランティア活動や企業への実習等を支援している。また、利用者に、社会参加の場としてスポーツ大会や法人が開催する行事への参加を勧めている。今後は、自立した生活に向けて、利用者一人ひとりの学習に関するニーズ等の状況を確認したうえで、交通マナーや契約トラブル、性教育等の学習会を開催するなどの取り組みが望まれる。			
A-2-(7) 地域生活への移行と地域生活の支援			
[A14]A-2-(7)-① 利用者の希望と意向を尊重した地域生活への移行や地域生活のための支援を行っている。	a	①	c
事業所は、地域生活への移行に向けてグループホームへの入居体験を支援したり、地域で生活する利用者には、生活力・経済力を高めるために工賃の向上に向けた支援を行っている。地域生活への移行支援は、相談支援事業所等と連携を図っている。また、就労移行支援を受けつつ、一般就労を目指す支援も行っている。今後は、地域生活への移行プログラムの作成や利用者の社会生活力の向上に向けた支援の取り組みに期待したい。			
A-2-(8) 家族等との連携・交流と家族支援			
[A15]A-2-(8)-① 利用者の家族等との連携・交流と家族支援を行っている。	①	b	c
事業所は、定期的な保護者会や家族参加のイベントを開催や相談対応により、家族等との信頼関係の構築に努めている。また、体調不良や急変時に備え、家族等との連絡体制を整え、医療機関への送迎や代行を実施している。行政手続き等も家庭等の状況に合わせて支援している。			

A-3 発達支援

A-3-(1) 発達支援				
[A16]A-3-(1)-① 子どもの障がいの状況や発達過程等に応じた発達支援を行っている。	a	b	c	評価外

A-4 就労支援

		評価結果	判断の理由		
A-4-(1) 就労支援					
[A17]A-4-(1)-① 利用者の働く力や可能性を尊重した就労支援を行っている。	a	㉑	b	c	事業所は、“働く・暮らすを応援する”ことを目指し、利用者から作業種の希望を聞き、利用者一人ひとりの障がいの特性に応じた働く場を提供している。機械操作の危険回避を行ったり、効率を上げる道具を作成したりして、働く意欲の向上の為に支援に努めている。また、マナーや知識・技術の習得を支援している。西部就労支援会議や企業ネットワークと連携し、家族等の協力を得て就労を支援している。
[A18]A-4-(1)-② 利用者に応じて適切な仕事内容等となるように取組と配慮を行っている。	a	㉒	b	c	事業所は、利用者の体力や年齢、障がい状況に応じて、仕事を調整している。粉塵検査や温度・湿度計を整備し、快適に作業に参加できるように環境を整えている。賃金は、利用者工賃規定を策定し、評価のうえ支給している。目標額を設定し、課題を説明するなど意欲向上に努めている。今後は、利用者に、工賃支給の仕組みについて、わかりやすく説明し周知を図りたい。
[A19]A-4-(1)-③ 職場開拓と就職活動の支援、定着支援等の取組や工夫を行っている。	a	㉓	b	c	事業所は、生産活動である割り箸、製パン、弁当等の受注先の開拓に努めている。また、一般就労に向けた職場開拓と就職支援として、就業・生活支援センターや西部就労支援会議等と定期的に連携を図っている。利用者の職場実習やチャレンジ雇用の挑戦を支援し、電話連絡による家庭との連携や職場への訪問等を行い、職場定着に向けて支援している。企業における“合理的配慮”の促進のため、障がい特性の情報提供や働きかけに努めている。